

和光市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第8条）

第2章 基本的施策等（第9条 - 第15条）

第3章 苦情の処理等（第16条・第17条）

第4章 和光市男女共同参画推進審議会（第18条 - 第21条）

第5章 雑則（第22条）

附則

個人の尊重と法の下での平等を保障する日本国憲法の下、男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を支柱とする国際的な取組とともに着実に進められてきた。

これら様々な取組の基に制定された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付け、国際的な取組と連動した地域社会における取組を進めるよう強く求めている。

しかしながら、性別による固定的な役割分担とこれを反映した慣行は社会のあらゆる分野に依然として残り、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の人権を侵害する行為が顕在化するなど、男女共同参画社会の実現を妨げる要因は数多く存在している。

和光市は、都心に近く、交通の利便性が高い市であり、若い世代も多く、子育て支援への取組が積極的に進められてきた背景があるが、一方で、出産及び子育て期に女性が就労の場から離れざるを得ないという女性労働力率の著しい低下や一部地域の高齢化、転出入が激しいゆえにコミュニティが育ちにくいという面も有しており、男女共同参画社会を実現するために、より一層の努力が必要である。

よって、和光市は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、和光市の男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに和光市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現し、もって、豊かで活力あふれる和光市の実現に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、和光市（以下「市」という。）市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する市の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う法人若しくは団体又は個人をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、配偶者であった者、パートナーその他の親密な関係にある者が相手方に振るう暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことをいう。
- (6) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないことその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識等を解消し、男女が共にその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、自らの意思によって多様な生き方を選択することができること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者の活動における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画すること。
- (5) 男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会の取組と密接な関係を有していることを深く認識し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、市に

おける男女共同参画を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、市民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携し、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念を尊重し、男女共同参画に対する理解を深め、自らその推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念を尊重し、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画を推進する労働環境の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる場において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 直接的又は間接的な性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

(公衆に表示する情報に対する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び前条各号に規定する行為を助長し、又は連想させる表現その他過度な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、和光市男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、前項に規定するもののほか市民及び事業者の意見を反映させるために適切な措置を講じなければならない。

4 前2項の規定は、行動計画を変更する場合について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする

報告書を作成し、及び公表するものとする。

- 2 事業者は、前項の報告書の作成に当たり市長が行う調査に対して協力するよう努めなければならない。

(積極的改善措置)

第11条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置が講ぜられるよう努めるものとする。

- 2 市は、審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいう。)における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の委員数の均衡を図るよう努めるものとする。

(情報提供及び普及啓発)

第12条 市は、市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるための情報を積極的に提供するとともに、男女共同参画に関する意識の普及啓発に努めなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者に対し、メディアからの情報を主体的に解釈し、自らの意思で情報を発信する能力を養うために必要な情報を提供し、その意識の普及啓発に必要な措置を講ずるものとする。

(基本理念を尊重した教育等)

第13条 市は、学校教育において、基本理念を尊重した教育を行うものとする。

- 2 市は、生涯にわたる教育において、基本理念を尊重した学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活及び社会活動の両立への支援)

第14条 市は、男女が共に家庭生活及び職場、地域等における社会活動を両立することができるように子の養育、家族の介護等において必要な支援を行わなければならない。

(公共施設の整備等)

第15条 市は、男女共同参画の視点に配慮した公共施設の環境の整備に努めるとともに、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点として活動できる施設の整備に努めるものとする。

第3章 苦情の処理等

(苦情処理相談の窓口の設置)

第16条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(以下「苦情」という。)を受け、これを適切かつ迅速に処理し、又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権侵害についての相談(以下「相談」という。)を受け、これに適切かつ迅速に対応するための窓口を置く。

2 市長は、苦情又は相談を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該関係機関又は関係者に対し、資料の提出及び説明を求めるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該関係機関又は関係者に対し、指導、助言又は是正の勧告を行うものとする。

3 市長は、苦情及び相談の状況について、その結果を取りまとめ、和光市男女共同参画推進審議会に報告するものとする。

(男女共同参画苦情等処理委員の設置)

第17条 市長は、苦情又は相談を適切かつ迅速に処理するため、和光市男女共同参画苦情等処理委員(以下「苦情等処理委員」という。)を置くことができる。

2 苦情等処理委員は、男女共同参画に関して学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 苦情等処理委員は、苦情又は相談を処理するに当たり、必要に応じ、市長に対し意見を述べることができる。

4 苦情等処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第4章 和光市男女共同参画推進審議会

(設置)

第18条 市長の諮問に応じ、行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、和光市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査及び研究を行い、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第19条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 事業者
- (4) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(和光市男女共同参画協議会条例の廃止)

2 和光市男女共同参画協議会条例(平成2年条例第18号)は、廃止する。

(和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表中

「 男女共同参画協議会 」

を

「 男女共同参画推進審議会 」

に改める。